

第5節 剰余金処分案又は損失処理案

組合会計における剰余金の処分には、法定されているものとしては中協法第58条第1項の準備金と第58条第4項の繰越金の積立てがあり、それぞれ当期純利益金額（繰越損失がある場合にはこれを控除した額）を基準にして10分の1以上（共済事業を実施している場合は5分の1以上）を利益準備金として、20分の1以上を教育情報費用繰越金として積み立てることが義務付けられている。

この積立ては、当期純利益金額（繰越損失を控除した額）が、小額であっても積み立てなければならない。

利益準備金は、定款で定める額に達するまでは積み立てなければならず（中協法第58条第1項）、損失のてん補に充てる以外には取り崩すことができない（同条第3項）。また、定款で定める額は、出資総額の2分の1（共済事業を実施している場合は出資総額）を下回ってはならないとされている（同条第2項）。

教育情報費用繰越金は、組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業のために積み立てる繰越金であり、教育情報事業の実施に際して取り崩して使用することとされている。

法定外の処分としては、特別積立金がある。特別積立金は、定款規定により当期純利益金額（繰越損失がある場合にはこれを控除した額）の10分の1以上を損失のてん補に充てるために積み立てるものであるが、定款規定に特別積立金が出資総額に相当する金額を超える部分について総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てる旨を定めている場合は、支出目的に従い取り崩して使用することができる。教育情報費用繰越金、費用に充てるための取崩が可能な特別積立金（例えば、定款参考例に規定する特別積立金は出資総額を超える部分について総会議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる）、費用に充てることを積立ての目的とする任意積立金の目的に沿った取崩は損益計算書に表示される。したがって、剰余金処分案の積立金取崩に表示される積立金は、出資配当に充てるために取り崩す特別積立金がある場合や他の目的に変更する任意積立金の取崩などが該当すると考えられる。

その他の任意積立金は、総会の議決により積み立て、その積立ての目的に従い、取り崩すことができる。

損失の処理は、定款に損失金のてん補のための取崩の順序を定めているので、その順序に従い取崩を行う。

剰余金処分案を作成しなければならないのは、「当期末処分損益金額と組合積立金の取崩額の合計額が零を超える場合であってかつ、剰余金の処分がある場合」とされている。

このことから、当期末処分損益金額が未処分利益でない場合であっても、組合積立金の取崩を行った結果、これを合計した金額がプラスである場合であって、剰余金の処分がある場合には剰余金処分案を作成しなければならない。なお「当期末処分損益金額と組合積立金の取崩額の合計額が零を超える場合であってかつ、剰余金の処分がある場合」には「組合積立金の取崩を行わない場合」や「剰余金処分を行わない場合（次期に繰り越す場合）も含まれるものと解釈される。これ以外の場合には、損失処理案を作成しなければならない。

剰余金処分案は当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）、組合積立金取崩額、剰余金処分額及び次

期繰越剩余额に区分するとともに、当期末処分剩余额(又は当期末処理損失金)は当期純利益金額(又は当期純損失金額)と前期繰越剩余额(又は前期繰越損失金)に区分しなければならない。

損失処理案は当期末処理損失金、損失てん補取崩額及び次期繰越損失金に区分し、さらに当期末処理損失金は当期純損失金額(又は当期純利益金額)と前期繰越損失金(又は前期繰越剩余额)に区分しなければならない。

また、損失処理案に記載する損失てん補取崩額は組合積立金取崩額、利益準備金取崩額、資本剩余额取崩額に区分しなければならないとされている。

(様式5－1) 剩余额処分案様式例

剩余额処分案

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
円

I 当期末処分剩余额(又は当期末処理損失金)

1 当期純利益金額	××	
(又は当期純損失金額)	(△××)
2 前期繰越剩余额	××	
(又は前期繰越損失金)	(△××)
3 過年度税効果調整額	<u>××</u>	×××
II 組合積立金取崩額		
1 特別積立金取崩額	××	×××
III 剩余额処分額		
1 利益準備金	××	
2 教育情報費用繰越金	××	
3 組合積立金		
特別積立金	××	
○○周年記念事業積立金	××	
役員退職給与積立金	<u>××</u>	×××
4 出資配当金		××
5 利用分量配当金		
共同購買事業配当金	××	
○○事業配当金	<u>××</u>	<u>×××</u>
IV 次期繰越剩余额		<u>×××</u>

(作成上の留意事項)

- (1) 利益準備金、教育情報費用繰越金、組合積立金のうちの特別積立金は、当期純利益金額(繰越損失がある場合にはこれをてん補した後の金額)をもとに計上すること。
- (2) 出資配当及び利用分量配当は上記処分を行った後に行うこと。
- (3) 出資商工組合、企業組合、協業組合は、教育情報費用繰越金の処分はない。
- (4) 脱退者への中協法第20条による持分払戻しがあるときは、別に、脱退者持分払戻計算書を作成す

る。

(5) 税効果会計を適用する最初の事業年度において、過年度に発生した一時差異等（繰延税金資産と繰延税金負債の差額）を処理する場合には、過年度税効果調整額として、当期末処分剰余金に表示する。

(様式 5－2) 損失処理案様式例

損失処理案

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
円

I 当期末処理損失金

1 当期純損失金額	△××
(又は当期純利益金額)	(××)
2 前期繰越損失金	△××
(又は前期繰越剰余金)	(××)

II 損失てん補取崩額

1 組合積立金取崩額	
特別積立金取崩額	××
○○周年記念事業積立金取崩額	××
役員退職給与積立金取崩額	××
2 利益準備金取崩額	××
3 資本剰余金取崩額	××
III 次期繰越損失金	××

(作成上の留意事項)

- (1) 中協法 56 条による出資一口の金額の減少を行い生じた出資金減少差益（定款参考例 54 条の減資差益）及び、持分計算の結果出資金に満たない額を払い戻した時に生じる出資金減少差益（定款参考例 14 条の減資差益）を、損失てん補に充てるときは、資本剰余金取崩額に表示する。なお、資本剰余金取崩額は、資本準備金項目である加入金、増口金及びその他資本剰余金項目である出資金減少差益、その他の資本剰余金項目に区分して表示することができる。
- (2) 当期末処理損失額が少なく、次期以降の利益で、てん補できる見込みのときは、次期以降へ繰越損失金として繰越してもよい。